

# 熊野町地域防災計画

(南海トラフ地震防災対策推進計画)

令和8年2月修正

熊野町防災会議



目 次

第1節 推進計画の目的

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

第3節 基本方針

第4節 南海トラフ地震の概要

第5節 関係者との連携協力確保に関する計画

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

第7節 防災訓練に関する計画

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画



## 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、町域内における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

本町は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されている。

### 第3節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れが発生すること、②時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること、③これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、④南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震対策の延長上では十分な対応が困難となる場合を考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成するものである。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の8点である。

#### 1 各般にわたる甚大な被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響が大きく、対応を誤れば社会の破綻を招きかねないため、人的、物的両面にわたって被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

- (2) 人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れに対する強靱性」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

- (3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

#### 2 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、従来の応急対策やこれまでであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、県及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には、被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処する。

- (2) 大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、町中心部や孤立地域など様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

#### 3 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、企業等は、業務継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

## 4 時間差発生等への対応

- (1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では、32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れが生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の危険度判定、避難生活者の保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

- (2) 町は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- (3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について、調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

- (4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接地域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は、十数回に1回程度とされており、またM7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は、数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁が設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

- (6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認）

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては、後発地震に備えつつ通常の世界活動をできるだけ維持することに留意するものとする。

- (7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から2週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して警戒・注意する措置を原則解除するものとする。
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置を講じるものとする。
- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。
  - ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
  - イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (10) 町は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び町民に伝達する。
  - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
  - イ 国からの指示、町民に対する周知及び呼びかけの内容
- (11) 町は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。
- (12) 町は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。
- (13) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部を設置する等必要な体制を確保するものとする。

## 5 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震（以下「レベル1の地震」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震（以下「レベル2の地震」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。
- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう備えを強化する。
- (4) 経済的な被害への対策について、町、国、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

## 6 戦略的な取組の強化

- (1) 防災・減災目標を達成するため、産学官民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。  
また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減

災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

- (2) 職員に対して、地震災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して資質向上を図り、人材育成を強化する。
- (3) 町、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

#### 7 訓練等を通じた対策手法の高度化

防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、町・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。

また、その結果P D C Aサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

#### 8 科学的知見の蓄積と活用

町、県、国、研究機関等は、地震に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、安価で効果的な住宅の耐震技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート(ユーラシアプレート)の下に、海のプレート(フィリピン海プレート)が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返り起こり、西日本はその都度大きな地震災害に見舞われてきた。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部(文部科学省に設置)地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和7年9月26日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9 クラス)	令和7年 9月26日	30%程度	60%～90%程度 以上	90%程度もしくは それ以上

3 想定結果

東日本大震災(平成23年3月)を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しが行われた。

(1) 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、広島県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定が行われている。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定が行われている。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケース

	地震					
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね合 わせ
熊野町	-	-	-	○	-	-

地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

## (2) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンが想定された。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な1日の最大風速※で被害想定が行われた。

※ 平均的な1日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 $\sigma$ を加えたもの( $2\sigma$ を加えることで正規分布の95.45%値となる)

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜  〔 平均：風速 8m/s 〕 〔 最大：風速 11m/s 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>・道路の利用者が少ない。</li> </ul>
夏 12 時  〔 平均：風速 7m/s 〕 〔 最大：風速 11m/s 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅外で被災するが多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。</li> </ul>
冬 18 時  〔 平均：風速 8m/s 〕 〔 最大：風速 11m/s 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・ほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

(3) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目(定量評価)(1/2)

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度、最大速度、最大加速度、S I 値	250mメッシュごと
	液状化	PL 値、沈下量	250mメッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位、最大波到達時間、津波影響開始時間、浸水深別面積、浸水開始時間、流速	10mメッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10mメッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250mメッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物、非飛散物	250mメッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	津波 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと(10mメッシュごとの結果を集計)
	地震火災 *	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀・自動販売機 * の転倒、屋外落下物	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒、* 屋内落下物	死者数、負傷者数、重傷者数、軽傷者数	市町ごと
	揺れに伴う建物被害に * 伴う要救助者(自力脱出 困難者)	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助 * 者・要捜索者	要救助者数、要捜索者数	市町ごと

## 被害想定項目(定量評価)(2/2)

想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数、断水人口	10mメッシュ(津波)、 250mメッシュごと
	下水道	管渠被害延長、機能支 障人口	10mメッシュ(津波)、 250mメッシュごと
	電力 *	電柱被害本数、停電軒 数	10mメッシュ(津波)、 250mメッシュごと
	通信 *	電柱被害本数、固定電 話の普通回線数、携帯 電話の不通ランク	10mメッシュ(津波)、 250mメッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250mメッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道、直轄国道以 外
	鉄道	被害箇所数	新幹線、在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害 箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者 *	避難者数(避難所、避 難所外)	市町ごと
	帰宅困難者 *	帰宅困難者数、滞留者 数	市区町ごと
	物資不足量(食料、飲料水、 毛布、仮設トイレ) *	食料、飲料水、毛布、 仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障 *	要転院患者数、医療需 要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物 *	災害廃棄物発生量、津 波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・ 閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員 13m 以下道路リ ンク閉塞率	250mメッシュごと
	災害時要配慮者	災害時要配慮者数(避 難所)	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設	被災箇所数	市町ごと
	文化財 *	被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数・かき筏被 害数	漁業施設ごと
	重要施設 *	災害対策拠点施設、避 難拠点施設、医療拠点 施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害 *	被害額	市町ごと
	間接被害 *	被害額	県域

\* : 条件により被害量が異なる想定項目

## 被害想定項目

	想定項目	想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品)、燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生、防疫、遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害(道路)	
	交通人的被害(鉄道)	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期堪水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

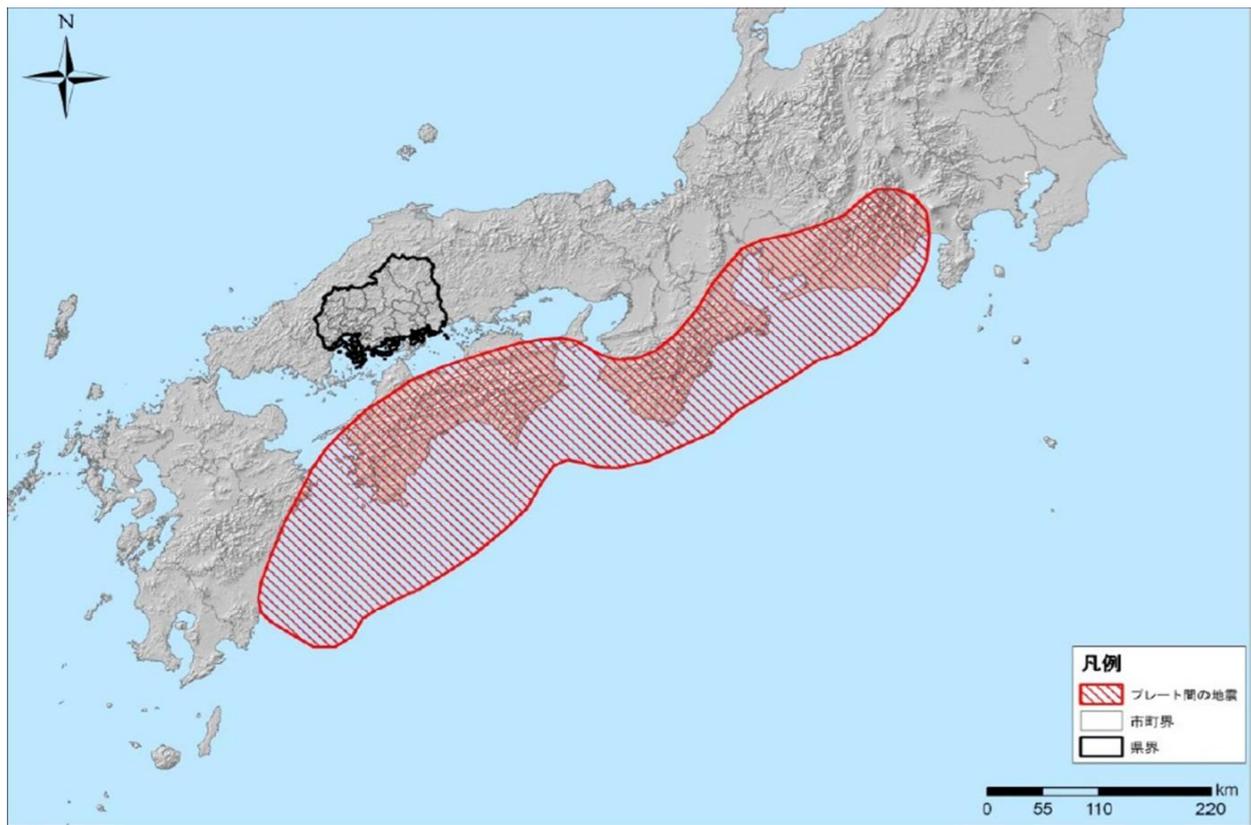
## (4) 想定結果

## 南海トラフ巨大地震(陸側ケース、津波ケース1)

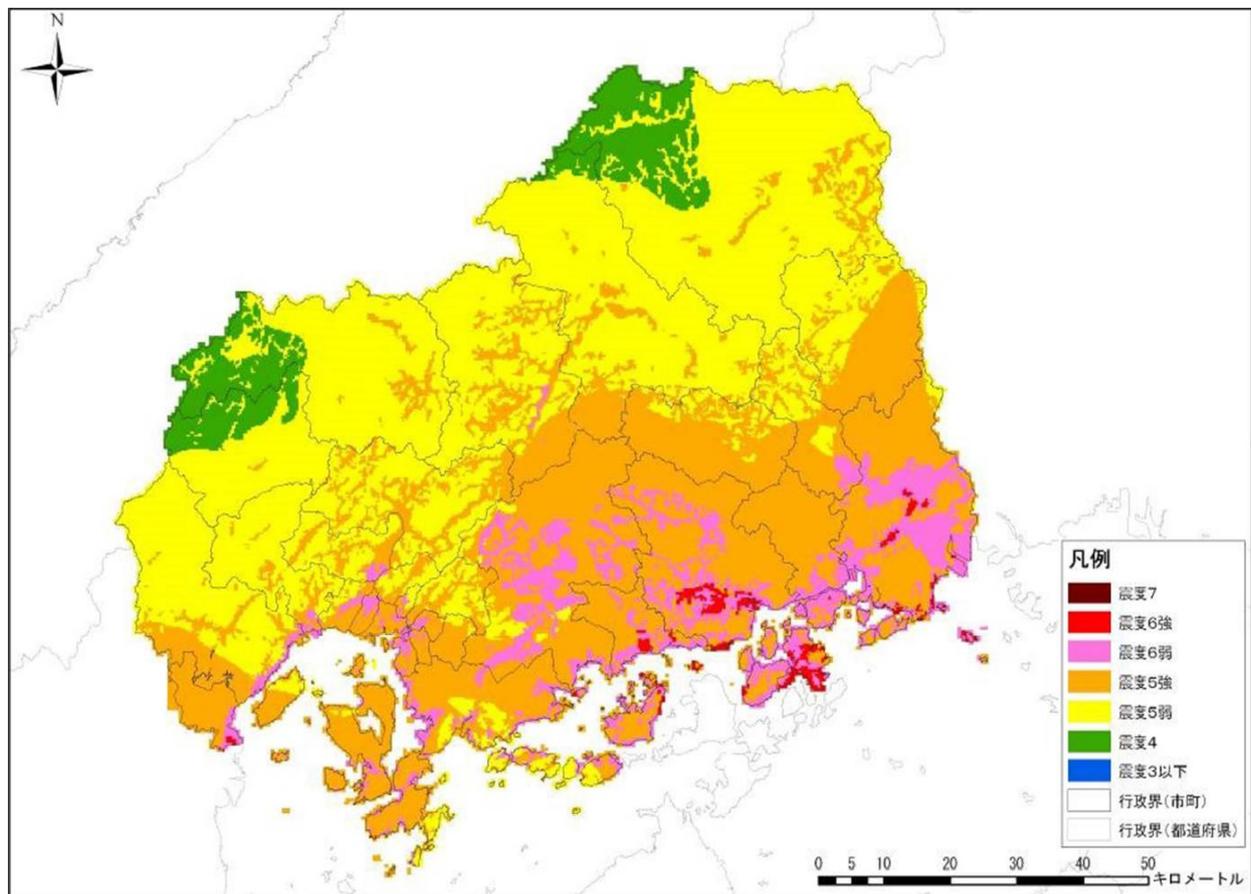
県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

なお、本町では、震度5強の割合84.7%、震度5弱の割合が15.3%となっている。また、建物被害としては、全壊64棟、半壊260棟であり、人的被害としては負傷者17名となっている。

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）  
内閣府(2012)：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



震度分布（南海トラフ巨大地震）





南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位(※1)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分) (※2)
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.65	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

## 第5節 関係者との連携協力確保に関する計画

## 第1項 相互応援協力計画

## 1 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

## 2 実施内容

町、県、県警察、防災関係機関は、必要に応じて他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

## (1) 町

## ア 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまがないときは、口頭または電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

## イ 他の市町に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

## ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、町の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行う。

## (2) 県

## ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

## イ 市町に対する支援

(ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。

(イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

a 災害の状況及び応援を必要とする理由

b 応援を必要とする職種別人員

c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

e 応援を必要とする期間

f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

第2項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等(以下「旅団長等」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事等(以下「要請者」という。)から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を必要に応じて、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活

動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 炊飯及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令

(2) 町域内の他人の土地等の一時使用等

(3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 町域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請にあたっては、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。要請文書には、次の事項を記載する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び連絡方法

エ その他参考になるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線2410

(夜間・土・日・祝祭日等)

内線2440(当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511 内線2823、2222(当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348

(課業時間外) 内線2203 (SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話082-228-2111 内線2783~2786

082-228-2159 (直通)

082-511-6720 (直通)

(イ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34

電話0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、知事に対し自衛隊へ災害派遣要請を行うよう求めることができる。

イ 町長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 町長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産検討にかかわる支援活動については、地震発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、町長は、派遣部隊の受け入れ体制を整備するとともに、必要に応じて派遣部隊と連絡にあたる職員を現地に派遣する。

(2) 町は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

(ア) 派遣部隊受け入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)

(イ) 派遣部隊指揮所及び県連絡員が町及び関係機関と緊密な連絡をとるために必要かつ適切な施設(場所)の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備(平常時からの宿营地候補地の検討を含む。)

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートの設定

イ 派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、町が負担する。

(1) 部隊の輸送費(民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。)

(2) 隊員の給与

(3) 隊員の食糧費

(4) その他の部隊に直接必要な経費

## 8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

## 第3項 救援物資の調達・供給活動計画

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮する。

## 1 食料供給関係

- (1) 地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

## 2 給水関係

- (1) 町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、水道施設の耐震性向上や緊急時の給水確保、緊急対応体制の強化、大規模災害に備えた広域相互応援体制の確立に努めるものとする。
- (2) 知事は、地震災害時に備え、平素から町長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。
- (3) 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

## 3 生活必需品等供給関係

被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

## 4 救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

町及び県は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第4項 帰宅困難者対策計画

地震等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。

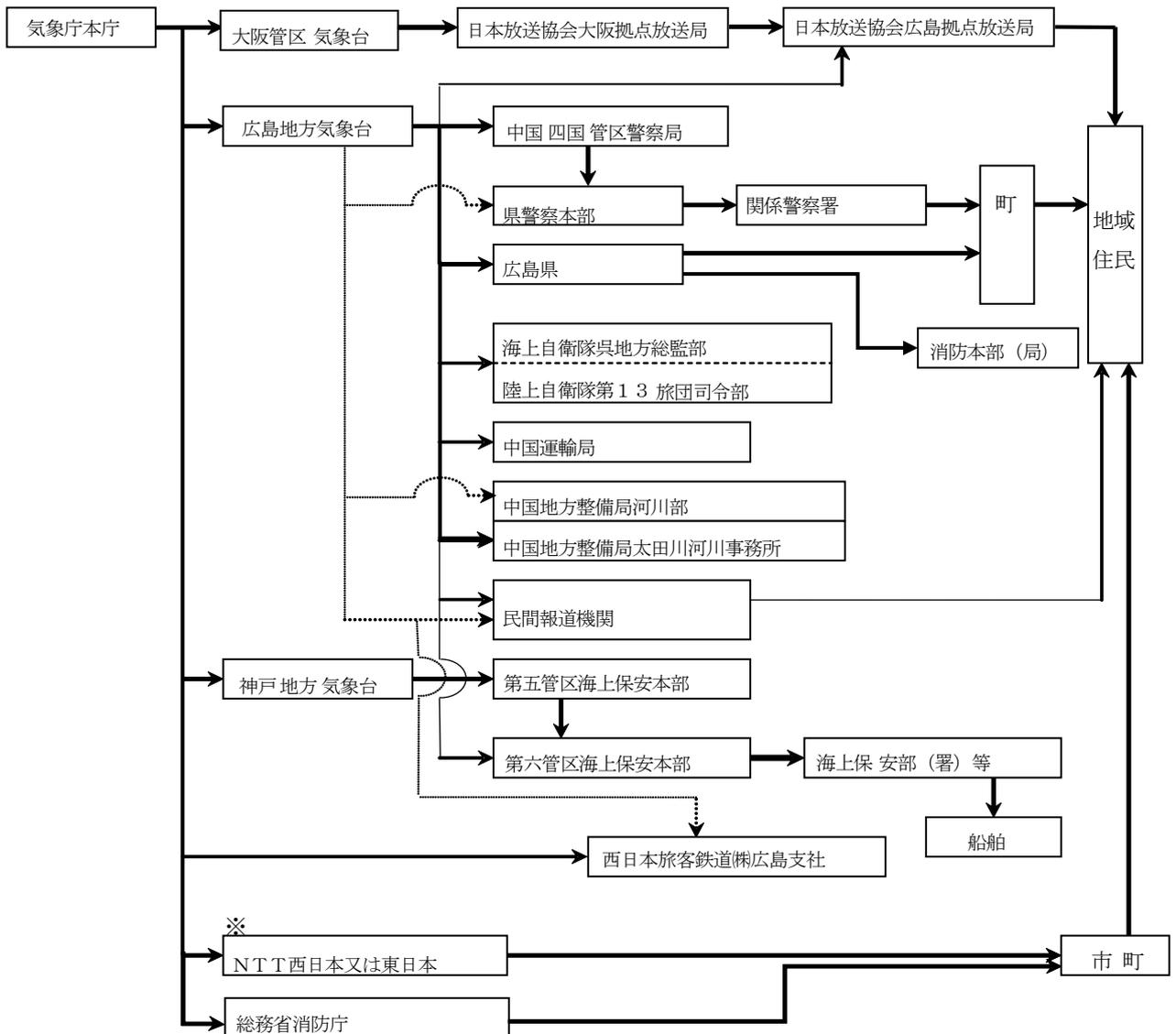
また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知される。その他情報の収集及び伝達に関しては、本編第3章の2第2節第2項「地震に関する情報等の伝達に関する計画」による。



- (注) 1 広島地方气象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は、津波警報等（同解除を含む。）のみオンラインによる伝達である。
- 4 日本放送協会広島拠点放送局は、津波警報が発表された時に「緊急警報信号」を発信する。
- 5 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。
- 6 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

(2) 町の配備体制

町の配備体制は、注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、地域防災計画第3章の2（震災対策編）第2節第1項「配備動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前記1（1）による。

(2) 町の配備体制

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては、地域防災計画第3章の2（震災対策編）第2節第1項「配備動員計画」による。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	a 町内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	a 町内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 町内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき (注) b及びcは、町長が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	a 町内で震度6弱以上を観測したとき b 町内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時 c 町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき (注) b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めたとき	災害対策本部を設置した体制。全庁的に情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

(注) 震度は、原則として広島地方気象台が発表した値とする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は第3章の2災害応急対策計画（震災対策編）第8節第2項「広報・被災者相談計画」による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は第3章の2災害応急対策計画（震災対策編）第3節第1項「災害情報計画」による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8

程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

町は県に対しては、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、協力を求めることができるものとする。

(8) 警備対策

町は県警察に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点とした措置の要請ができるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

(10) 交通対策（道路）

ア 町は県警察に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知の要請ができるものとする。

イ 町は県に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、情報提供を求めるものとする。

(11) 町が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 河川について、護岸等の点検、整備

c 小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 町は県に対し、避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備について、必要に応じて協力を要請するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、がけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記1（1）による。

(2) 町の配備体制

前記2（2）による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前記2（3）による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

前記2（4）による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとるべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## 第7節 防災訓練に関する計画

### 1 防災訓練

(1) 町は、国、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域のかつ実践的な訓練を実施する。

訓練想定は、南海トラフ地震とし、次の内容を中心とした訓練を実施する。

- ① 災害対策本部の設置・運営
- ② 災害広報
- ③ 避難誘導
- ④ 消火活動
- ⑤ 交通規制
- ⑥ 救護活動
- ⑦ 非常無線通信
- ⑧ 消防広域応援
- ⑨ 自衛隊派遣要請
- ⑩ 行方不明者の捜索活動
- ⑪ 食料供給・給水活動
- ⑫ 緊急道路の確保
- ⑬ 緊急物資の輸送
- ⑭ 通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧
- ⑮ 緊急地震速報の利活用
- ⑯ 避難所開設・運営

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(3) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

(4) 町は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

### 2 職員の動員体制

町及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

### 3 通信運用訓練

町及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を実施する。

### 4 防災訓練に対する協力等

(1) 町及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(2) 各防災関係機関は、町や県が実施する防災訓練に積極的に協力する。

### 5 実施方法

それぞれの災害予防責任者において、自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合防災訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

- (1) 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練
- (2) 大規模災害発生時における町災害対策本部、県災害対策本部・支部及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

## 1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

## 2 住民等に対する教育・広報

町及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、防災交流センター等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する普及促進を図る。

## (1) 啓発内容

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- ③ 地震に対する地域住民への周知
- ④ 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震のときの心得>

- a 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- b 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
- c テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、气象台等が発表する緊急地震速報や地震に関する情報を入手すること。
- d 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- e 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- f 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

- g 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- h 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- i 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

- ⑤ 地震に対する一般知識
  - ⑥ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
  - ⑦ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
  - ⑧ 災害情報の正確な入手方法
  - ⑨ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
  - ⑩ 出火の防止及び初期消火の心得
  - ⑪ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
  - ⑫ 自動車運転時の心得
  - ⑬ 救助・救援に関する事項
  - ⑭ 安否情報の確認に関する事項
  - ⑮ 避難対策に関する事項
  - ⑯ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
  - ⑰ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
  - ⑱ 高齢者、障害者などへの支援
  - ⑲ 避難行動要支援者に対する避難支援
  - ⑳ 各防災関係機関が行う地震災害対策
  - ㉑ その他必要な事項
- (2) 啓発方法
- ① ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配付
  - ② テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用
  - ③ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
  - ④ 映画、スライド等の活用
  - ⑤ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
  - ⑥ その他の方法

### 3 児童、生徒に対する教育

町及び県は、児童生徒に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

### 4 自動車運転者に対する教育

町、県及び県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

### 5 相談窓口の設置

町及び県は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。